

## 大田区立久原小学校PTA規約

### 【第1章】

#### 名称

- 第1条** この会は大田区立久原小学校PTAとよび、事務所を大田区立久原小学校（東京都大田区久が原4-12-10）内におく。

### 【第2章】

#### 目的

- 第2条** この会は会員である保護者と教師が、お互いに協力して社会の教育環境をつくりあげ、家庭と学校と社会における児童・青少年の幸福とその健全な成長をはかることを目的とする。

- 第3条** この会は、前条の目的を達成する為に次の事業を行う。

1. よい保護者、よい教師となるための学習活動。
2. 家庭と学校の教育上の協力による児童・青少年の生活指導。
3. 社会の教育環境の改善。
4. 学校教育に対する理解と協力。
5. 国際理解の実践と協力。
6. その他必要と認める事業。

### 【第3章】

#### 方針

- 第4条** この会は、教育を本旨とする民主団体として次の方針で活動する。

1. 特定の政党や宗教にかたよることなく、また、もっぱら営利を目的とするような行為は行わない。
2. この会またはこの会の役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。
3. 学校の人事その他管理に干渉しない。
4. 児童・青少年の教育や福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。

### 【第4章】

#### 会員

- 第5条** この会の入会、退会は自由である。

- 第6条** この会の会員になることのできる者は次のとおりである。

1. 本校に在籍する児童の保護者（父母または、これに代わる者）。
2. 本校の校長および教員。
3. この会の趣旨に賛同する者。ただし、3. に該当する者の入会は代表委員会で決める。

- 第7条** この会の会員は会費を納めるものとする。会費は毎月300円とし、教職員は毎月200円とする。納入方法は細則で決める。

- 第8条** この会に顧問・参与をおく。顧問は歴代会長の職にあった者とし、参与は学区域関係の自治会長と青

少対会長とする。

### 【第5章】

#### 経理

- 第9条** この会の活動に要する経費は、会費・寄付金およびその他の収入によってまかなう。

- 第10条** この会の経理は総会で議決された予算にもとづいて行う。

- 第11条** この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認されなければならない。

- 第12条** この会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### 【第6章】

#### 役員

- 第13条** この会の役員は次のとおりとし、兼任は認めない。なお、必要に応じ、会長代理をおくことを認める。

1. 会長 1名（保護者）
2. 副会長 3名以上（保護者2以上 教師1）
3. 運営スタッフ 3名以上（保護者2以上 教師1）
4. デジタル 3名以上（保護者2以上 教師1）
5. 会計 3名以上（保護者2以上 教師1）

- 第14条** 次期役員は、「役員選考委員会」で選出され総会で決定する。その任期は1年とし、再任はさまたげないが3年までとする。教職員側役員に関してはこの限りではない。また、教員から選出される副会長は原則として本校の副校長とする。

- 第15条** 役員の仕事は次のとおりとする。

1. 会長はこの会を代表し、総会・代表委員会および役員会を招集することができる。なおその他のPTA集会も会長名で招集することができる。
2. 副会長は会長を助け、会長に事故がある時はその職務を代行する。
3. 運営スタッフは会長の指示に従って庶務を行い、各会合の通知を出す。
4. デジタルは総会・役員会・代表委員会の議事と、この会の活動に関する重要事項を記録し、その保管にあたる。
5. 会計はこの会の財産を管理し、総会で決定した予算にもとづいて一切の経理事務を処理するとともに、会計監査委員の監査を経た決算を総会に報告する。また、予算の立案に協力する。

- 第16条** 役員会はこの会の運営に必要な企画を行い、代表委員会・総会に提出する議案を作成する。

- 第17条** 学校長・副校長はこの会のどの会合にも出席して意見を述べ諮問に応ずることができる。

## 【第7章】 会計監査委員

- 第18条** この会の経理を監査する為2名の会計監査委員（保護者）をおく。
- 第19条** 会計監査委員は、「役員選考委員会」で選出され総会で決定する。その任期は1年とし、兼任は認めないが再任はさまたげない。
- 第20条** 会計監査委員は必要に応じて、いつでも会計監査を行うことができる。
- 第21条** 会計監査委員は必要に応じて、役員会に出席することができる。

## 【第8章】 総会

- 第22条** 総会はこの会の最高決議機関であって、定期総会は毎年度当初に開く。総会の議長は総会に出席の会員から選出する。
- 第23条** 代表委員会が必要と認めた時、または会員の1/5以上の要求があった時には会長は臨時総会を開かなければならない。
- 第24条** 総会に付議すべき事項は次のとおりとする。  
1. 予算・決算 2. 活動方針  
3. 役員・会計監査委員の選任  
4. 規約の改正 5. その他必要な事項
- 第25条** 総会は委任者を含め全会員の1/5以上出席しなければ成立しない。ただし被委任者は会員に限る。
- 第26条** 総会の議決は出席者の過半数の同意を必要とする。

## 【第9章】 代表委員会

- 第27条** 代表委員会は総会に次ぐ議決機関であって、原則として各学期に1回以上開く。
- 第28条** 代表委員会は、役員・各委員会から選出された代表者で構成する。
- 第29条** 代表委員会の任務は次のとおりとする。  
1. P T Aの企画・運営・予算案と決算の審議。  
2. 各委員会から提出された活動計画・事業計画の審議。  
3. 各委員会の連絡・調整。  
4. 総会に提出する報告書および議案の審議。  
5. 総会から委任された事項の審議・決定。  
6. 臨時委員会の設置、細則の制定・改廃。  
7. その他必要な事項。
- 第30条** 代表委員会は構成委員の1/3以上の出席がなければ成立しない。
- 第31条** 代表委員会の議決は出席者の過半数の同意を必要とする。

## 【第10章】 委員会と臨時委員会

- 第32条** この会の活動に次の委員会をおく。  
1. 学年代表委員会 2. くがはらだより委員会  
3. 校庭活動委員会 4. 地域交流委員会  
5. 夏休みドキドキ学校委員会
- 第33条** 特別の事項について必要に応じて臨時委員会を設ける事ができる。
- 第34条** 委員会と臨時委員会についての必要事項は細則で決める。

## 【第11章】 P T Aサークル

- 第35条** この会には、会員相互の親睦をはかり、P T Aに関する理解と協力を深めると共に、全体として活動の円滑化をはかることを目的としてP T Aサークルを設置できる。
- 第36条** P T Aサークルについての必要事項、並びにP T Aサークル新設に関する事は細則で決める。

## 【第12章】 個人情報の取扱いについて

- 第37条** 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規程」に定め適正に運用するものとする。

## 【第13章】 付 則

- 第38条** この会の運営に必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて、役員会・代表委員会の議決を経て決める。
- 第39条** 細則を制定し改廃した場合はその結果を次期総会に報告しなければならない。

### 附則

この規約は2022(令和4)年4月1日から施行する。  
この規約は2023(令和5)年4月1日から施行する。

# 大田区立久原小学校 P T A 規約 細則

## 【第1章】 委員会・臨時委員会

**第1条** 各委員会は保護者会員から募集した委員及び教師会員とで構成する。

**第2条** 教師の会員は原則として全員希望によっていずれかの委員会に所属する。

**第3条** 各委員会には代表者(保護者)1名以上と、相談係(教師)をおく。

**第4条** 各委員会の活動は原則として次の各項にもとづく。

1. 学年代表委員会  
学年の中心となり、P T A 活動の基盤となる為の企画調整・連絡。学校行事の受付補助。
2. くがはらだより委員会  
この会の会員、または地域社会や関係諸機関・諸団体に対する会報の発行。
3. 校庭活動委員会  
児童と会員の保健体育活動の計画、実施。
4. 地域交流委員会  
地域社会や関係諸機関・諸団体で実施される地域行事への協力。
5. 夏休みドキドキ学校委員会  
夏休み期間中に開催される「夏休みドキドキ学校」の企画・運営全般。

**第5条** 臨時委員会は代表委員会の決定で構成し、必要事項の原案を作成する。

## 【第2章】 役員選考委員会

**第1条** この委員会は、役員・会計監査の候補者を推薦し総会に付議するため役員会内に設ける。

**第2条** 役員候補者は年度末までに選出しておくものとする。

**第3条** 役員は規約第 6 条第 1 項、第 2 項の会員の中から選出する。

**第4条** 役員選考委員会の協議内容は非公開とする。

## 【第3章】 予算編成委員会

**第1条** この委員会は新年度の予算案を作成し、総会に提出するために設ける。

**第2条** この委員会は、各委員会の代表者および役員で構成する。

## 【第4章】 学級集会・学級委員会

**第1条** 学級集会是各学級の会員と担任で構成する。

**第2条** 学級集会是每学期 1 回以上開き、学級児童の幸福で健全な成長と学級会員の相互理解を図り、P T A 活動の基盤をつくる。

## 【第5章】 会費の納入

**第1条** P T A 会費の納入は、P T A の定める方法で、指定する機関を通じて行う。

## 【第6章】 P T A サークル

**第1条** P T A サークルは、会員募集メ切時点において、現久原小学校 P T A 会員 10 名以上を設置基準とする。

**第2条** 各 P T A サークルは、自発的な意欲の盛り上がり重視し、とくに P T A 規約第 11 章第 35 条の目的から逸脱することのないように留意する。

**第3条** 各 P T A サークルは、P T A サークルとしての意識を高めると共に、久原小学校児童の健全育成に積極的に関与することとする。

**第4条** 各 P T A サークルは、年度初めの会員名簿を指定された期日までに役員会に提出し、設置基準を満たしているサークルは助成金を受けることができる。但し、名簿提出締め切り時点において、現久原小学校 P T A 会員が、9 名以下となった場合、当年度の助成金は受け取ることができない。助成金は年額壹万円とする。なお区小 P 連並びに地区 P 連主催事業への参加費は P T A 会計から支給される。

**第5条** 各 P T A サークルは、活動報告書・助成金についての会計報告書を年度末に P T A 役員会に提出する

**第6条** サークルとの連絡は、役員のサークル担当者とする。

**第7条** 各 P T A サークルは、各サークル会員の互選により第 4 章 第 6 条の会員から代表者を決め、代表者はサークル担当役員と連絡を取り、会務を執行する。

**第8条** P T A サークルの新設は、現久原小学校 P T A 会員 10 名以上の名簿、並びに年間計画書、P T A サークル新設申請書を役員会に提出し、役員会での審議、代表委員会での承認を経て、認められる。但し、助成金は次年度より支給される。

**第9条** P T A サークルはサークルの代表者より休部の申し出があり、役員会が正当な理由と認めた場合、3 年を最長とし休部することができる。休部期間中な

らびに活動再開初年度は助成金を受け取ることができない。なお再開する場合は、初年度は9名以下でも活動することができる。

**第10条** PTA サークルは以下の項目のいずれかに該当する状態となった場合、廃部となる。

1. サークルの代表者より廃部の申し出があった場合。
2. サークル設置基準を満たさず2年以上経過した場合。
3. 活動報告書に記載事項がないなどから、役員会が、活動休止状態であると判断した場合。

附則

この規約細則は2022(令和4)年4月1日から施行する。

この規約細則は2023(令和5)年4月1日から施行する。